

「(仮称) いわき市動物愛護管理センター整備方針(素案)」に対する 市民意見募集(パブリックコメント)の実施について

本市では、“人と動物が共に生きる心豊かなまち”の実現に向け、学識経験者や動物愛護団体等を構成員とする各種会議から頂いた意見等を参考としながら、本市の動物愛護管理行政の総合拠点となる「(仮称) いわき市動物愛護管理センター」の整備方針の策定を進めています。

この度、方針の素案がまとまったことから、市民の皆様の意見をお伺いするため、市民意見募集(パブリックコメント)を次のとおり実施いたします。

- 1 意見募集を行う内容 (仮称) いわき市動物愛護管理センター整備方針(素案)
- 2 意見募集期間 令和7年9月19日(金)～令和7年10月10日(金) ※必着

3 資料の公表

方針(素案)は次の方法で令和7年9月19日(金)から公表します。

- (1) 市ホームページへの掲載(PDF)
URL: <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1757394583619/index.html>
- (2) 担当課(保健所生活衛生課)における提供(印刷物)
- (3) 本庁・支所への備付け(印刷物)
＜本 庁＞市民ロビー(1階)
＜支 所＞各支所情報公開コーナー



4 意見提出が可能な方

次のいずれかに該当する方(法人その他団体を含む。)です。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方

5 意見提出方法

任意の様式に、①意見、②住所、③氏名、④電話番号(ファックス、メールは任意)を記入し、生活衛生課に直接お持ちいただくか、郵送、ファックス又は電子メールにより提出してください。

なお、参考様式をホームページに掲載しますのでご利用ください。

※ 住所、氏名、電話番号の記入が無い場合、「意見」としての取扱いはできませんので御了承ください。

※ 口頭、電話による意見の受付は行いません。

6 提出いただいた意見の取扱い

提出いただいた意見に対する考え方・対応等については、とりまとめの上、市ホームページで公表します。

※ 個々のご意見に対して直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。また、この手続きは、案件に対する具体的なお意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

7 問い合わせ及び意見提出先

いわき市保健福祉部 保健所 生活衛生課(総合保健福祉センター2階)
〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191番地
電話: 0246(27)8592 FAX: 0246(27)8600 E-mail: hokenjo-seikatsueisei@city.iwaki.lg.jp